

東電「強制起訴」裁判年表

- 1993年**
- 7月12日、北海道南西沖地震が発生。津波により奥尻島などで大きな被害。
 - 資源エネルギー庁は北海道南西沖地震を受け、電気事業連合会（電事連）に津波安全性評価を指示。
- 1995年**
- 1月17日、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）発生。地震対策特別措置法に基づき、地震調査研究推進本部（推本）設置。目標は、地震防災対策の強化と、地震による被害の軽減。
- 2000年**
- 電事連の津波影響評価で、福島第一（東電）と島根（中国電力）が全国の原発の中で最も津波に脆弱なことが判明。
- 2002年**
- 土木学会の原子力土木委員会津波評価部会が「津波評価技術」取りまとめ。これを受け東電は、福島の想定津波高さをOP.+5.7m（OP.=小名浜港工事基準面）に変更。ポンプ嵩上げや浸水防止対策等を実施。
 - 7月、推本が「長期評価」発表。プレート間大地震（津波地震）は三陸沖北部海溝寄りから房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があるとした（推本津波）。
 - 原子力安全・保安院（保安院）は東電に対し、推本津波に福島第一原発が耐えられるのか計算するよう要請。しかし東電は拒否。
- 2004年**
- 12月26日、スマトラ沖地震（M9.1）により大津波が発生。インドのマドラス原発で海水ポンプ室が浸水し、原子炉が停止。
- 2005年**
- 中央防災会議に設置された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」は推本の長期評価による巨大津波（推本津波）を、防災対策の検討対象から外す。
- 2006年**
- 9月、原子力安全委員会（安全委）が「耐震設計審査指針」を改訂。津波を「地震随伴事象」とし、津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受ける恐れがないことを要求。
 - 安全委の指針改訂を受け保安院は「耐震バックチェックルール」を策定し、電力会社に対応を要求。3年後の2009年9月が締め切り。
- 2007年**
- 福島県と茨城県は、中央防災会議が検討対象とした津波に基づき、津波浸水想定区域図を作成。
 - 日本原電は、茨城県の津波計算結果に基づき、想定津波高さを変更し、海水ポンプ堰の嵩上げ工事を決定。2011年3月の津波来襲時には南側ポンプ室の工事完了。
- 2008年**
- 7月16日、新潟県中越沖地震発生。
 - 9月、東電社長になっていた勝俣氏は、社内報「とうでん」で次のように訓示。「グループの総力を挙げ、これまでとは次元の異なるコストカットに取り組むことが不可欠です。設備安全・社会安全上どうしても必要な工事などは行いつつも、それ以外は厳選し、場合によっては中止するなど、修繕費をはじめ費用全般にわたる削減について、それぞれの職場で非常時の対応をお願いします」
 - 11月、東電本店の土木調査グループが津波想定作業に着手。東電設計に津波シミュレーションを指示。
 - 東北大学が、福島第一原発から5キロの地点（浪江町請戸）で、貞観津波（869年）など過去4000年間に大津波が5回も起きていたことを示す痕跡を発見。
 - 3月、東電設計により、最大で15.7mの津波が福島第一原発に押し寄せるとのシミュレーション結果が出される。
 - 3月、東電は耐震バックチェック中間報告を保安院に提出。ただし、津波対策は盛り込まれず。
 - 6月10日、東電本店の津波想定担当者らが、当時、原子力・立地本部副部長だった武藤栄氏に15.7m想定を取り入れるべき理由や対策工事の検討内容を説明。武藤氏は、さらなる検討を指示。
 - 7月31日、常務に昇格していた武藤氏は、東電本店の津波想定担当者らに対し、15.7mの津波予測をすぐには津波対策に取り入れず、土木学会で検討してもらう方針を指示。
- 2009年**
- 6月、東電本店の津波想定担当者が、本店原子力設備管理部（吉田昌郎部長）にある津波対策に関わる部署を集めた組織「福島地点津波対策ワーキング」を立ち上げるよう提案したが、上層部に拒否され断念。
- 2010年**
- 8月、東電社内内で一度却下された「福島地点津波対策ワーキング」が立ち上げられる。防波堤や水密化などの対策の検討開始。
 - 12月、東電で第2回「福島地点津波対策ワーキング」開催。
 - 産業技術総合研究所の研究者らは、福島県相馬で津波堆積物を確認し、貞観津波の再来期間がおおよそ450年から800年であると発表。
- 2011年**
- 1月、東電で第3回「福島地点津波対策ワーキング」開催。
 - 2月、東電で第4回「福島地点津波対策ワーキング」開催。
 - 3月7日、東電は保安院に、推本津波によるシミュレーションでは福島第一が浸水（OP.+15.7m）する結果となっていることを初めて報告。保安院から、津波対策を早急に進めるよう迫られた。
 - 3月9日、推本が長期評価を一部改訂（長期評価第二版）。しかし、「自治体と電力会社に事前説明したい」との理由から、発表は翌4月に延期。
 - 3月11日、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）および福島第一原発事故発生。
 - 7月、作家の広瀬隆、ルポライターの明石昇二郎の両氏が東電役員らを刑事告訴。
- 2012年**
- 6月、福島原発訴訟団、東電役員らを福島地検に刑事告訴。
 - 8月、検察、刑事告訴・告発を一括正式受理。
- 2013年**
- 9月9日、検察、被疑者全員を一括不起訴処分。
 - 10月、同告訴団の代表らが東京検察審査会に審査申し立て。
- 2014年**
- 7月、東京第五検察審査会が、勝俣元会長ら3人に起訴相当議決。小森明生元常務に不起訴不当議決。東京地検公安部が再捜査開始。
 - 10月、東京地検公安部は捜査期限を3カ月間延長すると東京第五検察審査会に通告。この前後、東京地検公安部が「津波を防ぐことのできない防波堤」の図面作成を東電に要請。
- 2015年**
- 1月、東京地検公安部が、勝俣元会長ら4人を不起訴処分。東京第五検察審査会が二度目の審査を開始。
 - 7月、東京第五検察審査会が、勝俣元会長ら3人に再度の起訴議決。3被告の強制起訴が決定。
- 2017年**
- 6月、強制起訴裁判の初公判。
- 2018年**
- 12月、指定弁護士が、勝俣恒久元会長ら3人に禁錮5年を求刑。
- 2019年**
- 3月、第37回公判で結審。
 - 9月19日、判決公判。

参照／ニュースサイト「Level7」（<http://level7online.jp/>）および日本学術会議「我が国の原子力発電所の津波対策」